令和2年4月1日

新型コロナウイルス感染拡大防止措置による

認定単位取得期間の猶予について

　G08認定薬剤師の認定更新日が令和2年4月1日から6月30日までの方で、単位取得予定の研修会や学会等が中止や延期となり、期限内に必要単位数を取得することが困難になった方に対し、単位取得期間を最大3か月間延長します。また、現在認定薬剤師継続中で、年間5単位以上の取得が困難となった場合も同様に延長します。

これに当てはまる方は、認定更新日までに下記の「認定単位取得期間延長申請書」を石川県薬剤師研修センターまで提出してください。折り返し延長許可の通知を送ります。その後不足分の単位が取得できましたら、更新申請書、研修手帳及び認定単位取得期間延長申請書（延長許可の記載があるもの）を添えて速やかに申請してください。また、認定更新日から不足分の単位取得後申請までの期間は認定薬剤師資格を有しているものとみなします。

公益社団法人石川県薬剤師会

石川県薬剤師研修センター

「認定単位取得期間延長申請書」

石川県薬剤師研修センター長　殿

新型コロナウイルス感染拡大防止措置により、認定期限内に単位を取得することが困難なため、単位取得期間の延長を申請します。

　　令和　　年　　月　　日

認定番号 ： 　G08-

認定更新日：

氏　　　名：

連　絡　先：

（勤務先等）TEL：

上記、認定薬剤師の単位取得期間延長を

令和　　年　　月　　日　まで認めます。

令和　　年　　月　　日

公益社団法人石川県薬剤師会

石川県薬剤師研修センター

Fax 076-223-1520